

平成 3 0 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第3日）

12月14日（金曜日）午前10時00分 開 議
午後 1時11分 閉 会

○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
6. 若山武信 議員
7. 竹村恵一 議員
日程第 4 議案第353号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正についての委員長報告
日程第 5 議案第354号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についての委員長報告
日程第 6 議案第355号 赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正についての委員長報告
日程第 7 議案第356号 赤平市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正についての委員長報告
日程第 8 議案第357号 平成30年度赤平市一般会計補正予算の委員長報告
日程第 9 議案第358号 平成30年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算の委員長報告
日程第10 議案第359号 平成30年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算の委員長報告
日程第11 議案第360号 平成30年度赤平市下水道事業特別会計補正予算

の委員長報告

- 日程第12 議案第361号 平成30年度赤平市介護保険特別会計補正予算の委員長報告
日程第13 議案第362号 平成30年度赤平市水道事業会計補正予算の委員長報告
日程第14 議案第363号 平成30年度赤平市病院事業会計補正予算の委員長報告
日程第15 意見書案第83号 認知症施策の推進を求める意見書
日程第16 意見書案第84号 分散型の電源と再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書
日程第17 意見書案第85号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書
日程第18 請願、陳情に関する閉会中審査の議決について
日程第19 閉会中継続審査の議決について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
日程第 4 議案第353号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正についての委員長報告
日程第 5 議案第354号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についての委員長報告

- 日程第 6 議案第 355 号 赤平市ふるさと
ガンバレ応援寄附条例の一部改正
についての委員長報告
- 日程第 7 議案第 356 号 赤平市水道布設
工事監督者の配置基準及び資格基
準並びに水道技術管理者の資格基
準に関する条例等の一部改正につ
いての委員長報告
- 日程第 8 議案第 357 号 平成 30 年度赤
平市一般会計補正予算の委員長報
告
- 日程第 9 議案第 358 号 平成 30 年度赤
平市国民健康保険特別会計補正予
算の委員長報告
- 日程第 10 議案第 359 号 平成 30 年度赤
平市後期高齢者医療特別会計補正
予算の委員長報告
- 日程第 11 議案第 360 号 平成 30 年度赤
平市下水道事業特別会計補正予算
の委員長報告
- 日程第 12 議案第 361 号 平成 30 年度赤
平市介護保険特別会計補正予算の
委員長報告
- 日程第 13 議案第 362 号 平成 30 年度赤
平市水道事業会計補正予算の委員
長報告
- 日程第 14 議案第 363 号 平成 30 年度赤
平市病院事業会計補正予算の委員
長報告
- 日程第 15 意見書案第 83 号 認知症施策の
推進を求める意見書
- 日程第 16 意見書案第 84 号 分散型の電源
と再生可能エネルギーの大規模普
及を求める意見書
- 日程第 17 意見書案第 85 号 日米地位協定
の抜本改定を求める意見書
- 日程第 18 請願、陳情に関する閉会中審査の
議決について

日程第 19 閉会中継続審査の議決について

順序	議席番号	氏名	件名
6	5	若山 武信	1. 当市の防災体制の確立について 2. 教育問題について 3. 菊島市政のあり方について
7	4	竹村 恵一	1. 高齢化対策について 2. 人口減少に伴う問題について 3. 障がい者にやさしいまちづくりについて 4. 教育行政について

○出席議員

8名

- 1番 木村 恵君
2番 五十嵐 美知君
4番 竹村 恵一君
5番 若山 武信君
6番 向井 義擴君
7番 伊藤 新一君
8番 御家瀬 遵君
9番 北市 勲君

○欠席議員

0名

○欠員

2名

○説明員

- 市長 菊島 好孝君
教育委員会教育長 多田 豊君
監査委員 早坂 忠一君
選挙管理委員会委員 長 壽崎 光吉君

農業委員会会長	中村英昭君
副市長	伊藤嘉悦君
総務課長	熊谷敦君
企画課長	畠山渉君
財政課長	尾堂裕之君
税務課長	田村裕明君
市民生活課長	町田秀一君
社会福祉課長	野呂道洋君
介護健康推進課長	千葉睦君
商工労政観光課長	林伸樹君
農政課長	若狭正君
建設課長	高橋雅明君
上下水道課長	杉本悌志君
会計管理者	蒲原英二君
あかびら市立病院 事務局長	永川郁郎君
教育 学校教育 委員会 課長	大橋一君
” 社会教育 課長	伊藤寿雄君
監査事務局長	中西智彦君
選挙管理委員会 事務局長	梶哲也君
農業委員会 事務局長	若狭正君

○本会議事務従事者

議 会 事務局長	井波雅彦君
” 総務議事 係 長	安原敬二君
” 総 務 議 事 係	野呂律子君

(午前10時00分 開 議)

○議長(北市勲君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番木村議員、6番向井議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(井波雅彦君) 報告いたします。

諸般報告第2号ですが、委員長から送付を受けた事件は11件であります。

議員から送付を受けた事件は3件であります。

委員長から閉会中継続審査の議決を求めるため申し出のあった事件は2件であります。

次に、本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) この際、お諮りいたします。

御家瀬議員より、昨日の本会議一般質問における発言について、会議規則第62条の規定により、不穏当な発言により次の部分を取り消したい旨の申し出がありました。

申し出部分については、「なお、再質問の答弁調整に際して担当者から、平成23年の地方自治法改正で自治体の基本構想策定義務と議会議決の義務が廃止されたことを認識していないのではないかと指摘されました。再質問をするなら、答弁で私が肝心の制度の改廃を知らなかったことを公の場で明らかにせざるを得ないと言われ、どうするか決断を迫られました。この場をおかりして、率直に私の不明をお

わびいたします。その上で指摘したいのは、」であります。

この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、御家瀬議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決しました。

○議長(北市勲君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序6、1、当市の防災体制の確立について、2、教育問題について、3、菊島市政のあり方について、議席番号5番、若山議員。

○5番(若山武信君) [登壇] 通告に基づき質問を行いますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず、件名1、当市の防災体制の確立について、項目1、災害対策本部のあり方についてであります。去る9月6日午前3時8分に発生した震度7強というこのたびの北海道胆振東部地震は、死者41人を出し、多くの被災者を出しただけでなく、ブラックアウトと呼ばれる全域停電を発生させ、道民生活に大きな混乱と支障をもたらしたところであります。また、このことから全道に大きな経済的損失をも与えたところでございます。仮住まいに移られた被災者の皆様には、冬の厳しい寒さも重なり、改めてお見舞い申し上げるところでございます。

ここで、当市の災害対策本部のあり方について伺います。本市では、9月6日当日の午後1時30分ごろに停電が復旧しましたが、山手町と日の出町の一部地域には停電のままで翌日回復したところもあったわけでございます。災害対策本部は、復旧とともに当日解散し、解散後の問題処理は担当課での対応となったわけであります。なぜ停電地域が復旧しないままに災害対策本部を解散したのか、一部の市民を置き去りにしているわけで、被災者がいる限り対

策本部の解散はあり得ないわけでございます。このことは地域でも問題視しております。副市長を責任者とした規模縮小の形をとりながらも対策本部は継続するべきであったと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 災害対策本部のあり方についてお答えをさせていただきます。

災害対策本部の設置につきましては、9月6日発生した地震では本市は震度3ではありましたが、緊急速報メールや道内全域が停電になり、給水体制の準備が必要となったことなどから、午前7時に赤平市災害対策本部を設置したところであります。その後、午後1時25分ごろに市内の大半の電気が復旧したことから、浄水場の再開状況や電気の復旧状況を確認し、午後4時の第3回災害対策本部における状況判断により本部を解散し、災害対策本部体制から通常の災害対応に切りかえたところでございます。しかしながら、北海道電力へ一部地域の復旧見込みについての問い合わせを随時行っていたところであります。明確な回答がない中、一部の停電が長時間にわたっていることから、地域とも相談させていただき、7日午前中に携帯電話充電のために発電機を設置し、またそのような現状から午後1時に災害対策連絡会議を開催し、停電が長引くおそれがあることから、対象世帯全戸個別にお知らせをし、午後3時よりふれあいホールに自主避難所を開設し、対応したところでございます。

しかし、今回の住民の方々の不安を考えた場合に、災害対策本部のあり方については検討しなければならないと考えているところでありますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 停電復旧後の状況判断により本部を解散したとのことでございますけれども、北海道電力への問い合わせは随時行われていた中で、一部地域の明確な復旧見込みの判断を待たずに解散指示が下されたということは、被災者

を無視した一方的な行政側の都合による判断と言わざるを得ないのではないのでしょうか。対策本部解散後に携帯電話の充電対策やら、停電が長引くかもしれないことを個別に連絡したり、ふれあいホールに自主避難所を開設したりしておりますけれども、全て対策本部の範疇にあり、この時点では解散ではなく本部縮小の考え方のほうが市民感情の上からも適正でなかったのかと思います。あえて副市長にこのことを伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 副市長。

○副市長（伊藤嘉悦君） 本部の解散についてでございますけれども、今ほどお答えしたとおり、浄水場の復旧状況や電気の復旧状況を確認し、災害対策本部は解散として、通常の災害対応に切りかえたところでございますけれども、議員のおっしゃる副市長を責任者とした規模縮小した災害対策本部、これにつきましては赤平市地域防災計画に示されております本部を設置しない場合の準用といたしまして、副市長を会議の長とする災害対策連絡会議にて災害対応することとなっております。また、災害対策本部につきましては、災害対策基本法第23条の2に市町村災害対策本部の長は市町村災害対策本部長として市町村長をもって充てると示されておりますことから、災害対策本部を解散して、副市長を責任者とする災害対策連絡会議対応に切りかえたところでありますけれども、今ほどお話ありましたとおり、今回住民の方々の不安を考えた場合につきましては災害対策本部のあり方についても検討しなければならないということで考えているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 このたびは震源地以外はブラックアウトという二次災害の影響が大きかったわけでありまして、当市でも各地域に大きな不安と混乱が生じたことを教訓とし、今後も長期間にわたることや冬場のことも想定したとき、災害対策のみならず、災害対策本部の機構のあり方も含めた見直しが必要になってくるのではと思っております。

ます。ただいまの副市長の答弁に災害対策本部のあり方への検討も考えているとのことですので、この辺についてはよろしく願いいたします。

また、当市の本庁舎には大型発電装置がなく、道から指摘されていたことでもあったかと思えます。本庁舎は、昼夜を問わず常に災害対策本部が設置される場所であり、全市停電の場合の災害時においては夜はおろか日中も対応できないかと思えます。このたびのブラックアウトが教えてくれたことではありますが、発電装置がなければ対策本部が機能しないわけですので、これらへの対策、対応について伺いたいと思えます。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） お答えさせていただきます。

今回の地震では、北海道全体が想定外の事態に見舞われ、混乱をし、赤平市においても防災体制についての問題が浮かび上がったところですが、その中でも非常用発電設備の問題は本市のみならず各方面で大きく取り上げられております。本市においては、現在庁舎の耐震化にあわせ非常用発電設備を整備しているところですので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 わかりました。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、ブラックアウト、全域停電ということですが、ブラックアウトにおける市立病院での対応についてお尋ねいたします。病院の長時間停電は、人命にかかわることであり、特に人工透析患者を抱える病院にとっては大変な事態に至るわけで、大型の自家用発電装置を所有している病院と全く所有していない病院では大きな差が出てきます。最近の新聞報道に道内医療機関の緊急アンケートが載っており、このたびの全域停電では7割の病院が人工透析患者への対応が不可能とのことでした。全ての病院の入院患者は、復旧するまで常に不安であり、それが心の負担となり、ストレス

がたまって身体に悪影響を及ぼす、このことも知られているところですので。

このたびの停電時のあかびら市立病院における人工透析病棟や入院、外来、各病棟における状況はいかがだったでしょうか。また、在宅診療の患者の中には常時人工呼吸器を離されない人もおりますし、じん肺患者の緊急的な酸素ボンベ補給なども考えられます。そのほかにも自家発電装置の規模など、各種見直さなければならぬ今後への課題があったかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） ブラックアウトにおける市立病院の対応についてお答えをいたします。

9月6日未明に北海道全域で発生した大規模停電に伴い、当院では診療棟及び病棟にそれぞれ1台ずつある自家発電機が即座に稼働したところですが、情報通信手段が乏しく、復旧の見通しが立たない状況でありましたことから、院長初め幹部職員等を早朝から緊急的に招集し、当日の診療体制をどのように整えるかを協議をいたしました。

初めに、外来診察ですが、復旧見通しがつかない状況であることを患者さんに説明をし、ご理解をいただきながら、予約患者等の診察を行い、出張医による診察は全て休診といたしました。また、診療棟ですが、非常用電源に限りがあることなどから、内科と整形外科については病棟1階の救急外来診察室を活用し、小児科と外科の患者さんは病棟のスタッフステーションで診察を行いました。

さらに、自宅で人工呼吸器を使用中の患者さんが2名いましたが、充電器の使用時間に限りがあることから、当院の救急車で搬送し、緊急的に入院をしていただきました。このほか在宅酸素療法の患者さんもそれぞれがストックする酸素ボンベに限りがあることから、数名の方を当院の救急車で搬送したほか、当日自力で通院された方も含め、緊急的に入院をしていただいたところですので。ただし、地震当日の13時過ぎには電力が復旧しましたことか

ら、これらの患者さんについては最終的には外来扱いとなったところでございます。

最後に、透析患者さんについてでありますけれども、自家発電機の稼働により通常どおりの対応をしたところでございますが、病院全体で使用する受水タンクの水量が約1日程度と限りがありますことから、上下水道課と協議の上、不足が見込まれる場合には優先的に補填をしていただくということにいたしました。ただ、先ほども申し上げましたけれども、電力の復旧が早かったことから、結果的にはこうした問題も生じませんでした。なお、滝川保健所から他院の透析患者の受け入れが可能かとの問い合わせがございましたけれども、電力復旧までの見通しが立たないことや受水タンクの水量に限りがあることなどから、状況を説明をしましてお断りをしたところでございます。

次に、入院患者さんの対応でございますけれども、特に給食の提供について、非常用備蓄食料が3日分ございますことから、それらも活用しながら提供したところでございます。ただ、物流が復旧するまでに1週間程度時間を要しましたことから、この間は食事内容を一部変更しまして対応したところでございます。

以上が震災当日の主な状況でございますけれども、院内の各セクションでさまざまな課題が生じたことから、今後の対策に向けてマニュアル等のソフト面や自家発電機の容量を初めとしたハード面、双方の課題について抽出をし、現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 特別大きな事故にもならなかったと聞いておりますが、ただいまの答弁の中に院内の各セクションでさまざまな課題が生じたとのことでございますけれども、長時間停電を経験した病院などを見習いまして、新しい当市のマニュアルをできるだけ早くつくり上げていただきたいと思っております。また、各病院情報の中で一番重要

なのは自家発電装置の有無とその容量のようでございます。当病院のように40人もの透析患者を扱っているところでは特に必要なわけでございます。発電機のこと、しつこいようでございますけれども、現在検討しているとのことでございますが、次期災害対策に向けて急ぐことでもあり、考え方が決まっているようであれば伺いたいと思っております。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） お答えをいたします。

このたびの震災に対しましては、先ほども申し上げましたとおり、外来患者の診察については病棟の自家発電機を利用し、透析患者については診療棟の自家発電機により通常どおりの受け入れを行うなど、緊急時としましては比較的スムーズに対応したと考えているところでございますけれども、特に診療棟の冷暖房を作動させるためには現状では発電機の容量が不足していることなどから、こうした点も含めまして現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの説明で理解するところでございます。また、ブラックアウトのような災害はめったにあることではありませんが、このような大規模災害時における周辺自治体病院、特にセンター病院である砂川市立病院との連携についてはいかがなものでしょうか。協定にある連携外の発生事項も生じることも考えられます。また、市の防災対策本部との連携はいかが進められたのでしょうか、あわせて伺いたいと思っております。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） お答えをいたします。

北海道では、災害時の医療の確保及び搬送体制の整備を図るため、道内の33病院を地域災害拠点病院として指定をし、中空知医療圏では砂川市立病院が指定を受けているところでございます。このたびの停電に関しては、当院としても非常時の最低限の医

療提供体制は確保できたと考えておりますが、今後大規模な災害が発生した場合で、一例であります、透析患者の受け入れが困難な場合など、砂川市立病院にその受け入れを緊急的に依頼するということが想定されるところでございます。

また、市の災害対策本部との連携でございますけれども、当院も一構成員として本部の立ち上げ時から解散に至るまで会議に参加をし、これまで申し上げてきた内容について報告をし、市全体の状況につきまして把握をしたところでございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 わかりました。これからもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、項目3、災害時連絡体制の確立についてであります。当市におけるブラックアウトが数日も続いたとしたらどうなったことかと想像もつかないわけでございますけれども、ここで改めて災害時連絡体制の確立について伺いたいと思います。北海道で初めての震度7強という地震規模やこのたびのブラックアウトと言われる全域停電を経験して、初めて自然災害や複合した人的災害の恐ろしさを認識したところではないでしょうか。大きな揺れの後、市内全域が停電で真っ暗な中、テレビからのニュースもなく、一般電話は不通となり、通じるのは携帯電話だけで、市民全体が、特にお年寄りには不安を感じ、わずかな災害情報でも待っていたことでしょう。

このとき町内会役員の人たちは、情報不足で混乱する地域の人との対応に大変な混雑状態になっていたかに伺っております。行政からの連絡を受けても、町内の全域にその内容の伝達をすることには難しさがあったのかと思います。災害時における町内会や地域との綿密な連絡体制の重要さは理解しても、高齢化社会におけるその対応へのあり方が問題であります。改めて災害時連絡体制の確立について行政の考え方を伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 災害時連絡体制の確立に

ついてお答えをさせていただきます。

災害時連絡体制の確立につきましては、今年度町内会連合会の7ブロックの活用について町内会連合会会長に災害時連絡体制等の情報共有についてご相談させていただき、その後各地区のブロック会議に伺わせていただき、各ブロック代表の方々への連絡についてご理解をいただいたところでございます。今回の地震の際は、全道的な停電により固定電話が機能しないことや携帯電話がつながりにくい状況でありましたので、担当職員が個別に伺い、状況説明等をしておりますが、今後も基本的には本年設けた町内会連合会7ブロックを活用した連絡体制により情報提供が図られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願ひ申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 基本的には町内会連合会7ブロックを活用した連絡体制から情報提供が図られるよう努めるとのことでございますけれども、このたびの災害に対する行政の対応に対して町内会連合会としては大きな不信感を抱いているようでございます。私は、町内会との議論をもっと深め、地域への協力をお願いする考え方が不足していると、このように思っておりますし、災害時の避難方法を町内会に丸投げしている、そのような感じを受けているところでございます。そういうことでは町内会も動けないのではと思います。行政には町内会組織の重要性とそれに対する目線の違いがあるのではないのでしょうか。もっと町内会へのきめ細かな情報の提供と共有に努めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 防災関係の町内会との情報共有についてでございますが、これまで防災関係についての市からの情報提供が少ないとのことご意見が多くございましたことから、5月に行われました町内会会長会議において避難行動要支援者名簿の配付と災害備蓄一覧等についてご説明をさせていただきます。

した。また、連絡体制につきましては、先ほど申し上げましたとおり、7ブロックを活用した連絡体制を構築したところでありますが、その際のプロック会議において、今年度町内会向けに作成をしました赤平市地域防災ハンドブックに基づき、災害対策本部体制、住民組織等への協力要請事項や自主防災組織などについてご説明の上、配付をさせていただきましたが、町内会組織の協力は不可欠であり、重要と考えておりますので、今後も防災ハンドブックの見直しや効果的な連絡体制等について町内会の方々のご意見を伺いながら、情報の提供、共有に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 私たちが先月町内会連合会の代表の皆さんとの交流会を持ったときも、最初に話題になったのは災害時連絡体制の確立、そして地域ごとの防災拠点の必要性についてでありました。いかなる災害も地域住民、役員皆さんの協力なくして乗り切れないわけでありますので、防災対策なのだから地域が協力するのは当たり前ではなく、進んでやってくれるような日常的な人間関係のつくり方も必要かと思っておりますので、その辺についても今後よろしく願いいたします。

次に、障がい者などの弱者への防災体制について伺います。災害時に障がい者をどう守っていくのか、地域の人たちとともに一緒に避難活動を行わなければならない、また授産施設などは多くの障がい者を抱え、寮生だけではなく、多くのグループホームを抱えているところもございます。また、当市には数カ所の老人養護施設もございます。市と企業の連携などはどのようにして協力体制をとっていくのか。このたびの震災時からの教訓も対策に入れながら、当市にも当てはまるものがあるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 障がい者など災害弱者への対応としましては、現在本市では福祉避難所とし

て協定を結んでいる企業、団体等が4協定あり、障がい者や介護が必要な方などの受け入れ等をお願いしているところであります。そのような協定は今後も必要と考えており、福祉部署とも連携を図りながら推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今後も弱者救済という意味ではいろいろ問題も出てくるかと思しますので、これからもいい対策を検討していただければと、このようにお願いしておきたいと思っております。

続きまして、項目4、守秘義務と生命の大切さについて。次に、守秘義務と命の大切さの区分け、重要性の判断について伺いたいと思っております。町内において車椅子や寝たきりの人、認知症などの超高齢者やひきこもりの人への対策も必要でありまして、被災時に地方の家族への連絡を必要とする場合も生じるわけでございますけれども、町内会に協力してもらうためには、改めて守秘義務と命の大切さ、このどちらを先行するのかという大きな課題にぶつかります。住民の家族関係についての情報は、現在は民生委員のみの扱いとなっております、町内会役員へ情報は伝わってこないかと思っております。

かつて私がこのことを質問したときに、明快な答弁をいただけなかったと記憶しております。現在は命の大切さを重要視し、そのことを明言している自治体もあるようでございますが、改めて当市の考え方について伺いたいと思っております。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 守秘義務と生命の大切さについてお答えをさせていただきます。

災害対策基本法第1条では、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置、その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的か

つ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とすると定められております。その中で、避難行動要支援者名簿の配付についても定められておるところでございます。

名簿の配付につきましては、今年度町内会長会議で周知させていただきましたが、守秘義務や名簿保管についての取り決めなど取り扱いが厳格であることなどから、配付まで至っていないのが現状でございます。名簿の内容につきましては、法律及び地域防災計画に記載の基準で定められた内容となっております。かつ本人の同意が得られた名簿情報のみが平時から配付できることとなっております。

そのようなことから、今後も情報の提供に努めてまいります。防災行政としましては災害対策基本法に基づく対応となりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁伺っていますと、情報開示への理解はできても、法律が壁となり、守秘義務が優先されるような気がしてなりませんけれども、災害現場においてもう少し現実的な対応ができるよう、日常的に考えていかなければならないことなのかもしれないとは思っております。なかなか難しい問題で、これも今後の課題になるのかなと、そんな気もしておりますけれども、日常的にこれからもどう向き合っていくか、ご検討いただければとお願いするところでございます。

防災に関する質問はこれで終わりますけれども、行政や町内会や企業がそれぞれの教訓を共有し、知恵を働かせながら、災害に強い地域づくり、まちづくりを目指していくべきかと思っておりますので、今後の本市防災体制確立のため、その強化、充実対策についてよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、件名2、教育問題について、項目1、学力検定試験対象の拡大と無料化についてであります。現在小学校、中学校において漢字や英語等を中

心とした各種検定制度があり、本市では近年小学校5年生、中学校2年生を対象として検定試験が行われているわけですが、今年度は児童生徒の学力向上を図るためにも、また全ての希望する子供たちが公平に検定試験を受けやすくするために検定料を無料としたわけですが、このことから、平成30年度の検定希望者は何名いたのか、科目別希望者数や実施に当たっての学校側などの対応や進捗状況について伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

本市の学校教育における学力向上策の一つとして本年度より取り組んでおります漢字検定、算数、数学検定、英語検定の費用補助についてであります。校長会とも十分協議検討した結果、文部科学省の全国学力・学習状況調査を見据え、対象学年を小学校5年生及び中学校2年生といたしました。なお、実施日、実施方法及び検定の種別等につきましては、各学校長の判断に委ねているところです。

そこで、本年度の各学校における実施状況であります。全ての小中学校が実施時期を冬休み明けの1月中としており、現在は市費で対象児童生徒全員に購入したテキストを用いて朝の学習時間や放課後において学習しており、冬休みにおいても検定合格に向けて各自が自宅で学習に励みます。なお、小学校は3小学校全てが漢字検定を選択し、授業の中で検定を実施するため、特別支援学級の児童を含む全ての児童が受検し、試験官には担任教諭及び管理職が対応する予定となっております。また、中学校は英語検定を選択し、放課後において検定を実施いたしますが、特別支援学級の生徒を除く全ての生徒が受検し、試験官には教科担任及び管理職が対応する予定となっております。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 検定とは本来得意な分野を伸ばし、自信につなげるためのものですが、家庭の経済状況のために希望が

あっても受検できない子供も多く、希望者全員が公平に受けられ、それぞれの才能を伸ばすチャンスが平等に与えられることのできる制度でなければと思っています。このことは、今年度クリアいたしました。その上に立ち、子供たちにその分野の学力を伸ばすためには、一度だけの検定ではなく、ことし失敗しても、また来年に向けてのチャレンジ精神を培うことも大切でございます。小学校においては4年生以上、中学校においては全学年の希望者に検定を受けさせることも必要であり、その検定料の無料化を、また多くの子供たちが希望に沿った検定を受けられるように副教材資料についても無料化にすべきと思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

受検対象学年の拡充についてでございますが、この検定の費用補助につきましては私どもといたしましても学力向上策の有効手段であると確信しているところではあります。学校現場においては歓迎する声と教職員の業務負担がふえることに対する懸念の声の両方が聞こえてきております。しかしながら、私どもといたしましても議員同様、受検対象学年を拡充するとともに、テキスト代については本年度同様に予算計上してまいりたいと考えているところがあります。今後におきましては、本年度の実施状況を検証し、校長会と十分に協議検討を行いながら対象学年を決めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 財政面が厳しいことは承知の上でございますけれども、事、本市の教育環境の向上のためには必要なことであり、無償化により機会均等となると子供たちの意識高揚にもつながりますので、ぜひ前向きな検討をお願いし、このことは要望とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。このことから、統合された中学校もこれから統合される小学校も各学年の生徒数が多

くなるので、スポーツ面だけではなく、学力面でも競争心が起きると思われ、検定試験の学年幅が広がることで今後よりよい結果が得られることを期待しております。

続きまして、項目2、公設塾の完全無料化についてであります。平成30年度より本市に公設塾が開設され、今後小中学生の学力向上が期待されるわけでございますが、現在の参加者は何人ぐらいおり、今後希望者がふえる可能性も含め、塾開設後の進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の重点施策であります公設塾の開設につきましては、教育行政報告の中でも申し上げたところではあります。本年9月に開設以降、小学生を対象とした子ども塾においては、茂尻児童館24名、豊里児童センター27名、文京児童館63名に登録していただき、本市全児童の約35%と予想を大きく上回る児童が子ども塾に通っております。また、中学生を対象とした交流センターみらいにおける公設学習塾には赤平中学校全生徒の約20%に当たる32名の生徒が通っているところです。いずれの会場におきましても、子供たちが真剣なまなざしで机に向かう姿、あるいは友達同士で教え合いながら楽しく学んでいる姿を見ることができ、学校以外での学習習慣の定着が図られ、学力の向上につながるものと期待しているところであります。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 今の数字、24、27、63、私の想像していた以上によかったのかなと思っています。現在参考書、テキスト代等には市から助成金が適用されておりますけれども、公設塾という機会均等、公平、平等の性質から、希望者全員が参加できるようにするには参考書、テキスト代の無料化を図ることが必要かと思ひます。また、通学距離により交通費無料化への措置も必要でございますし、女の子が夜遅くまでと心配され、参加に踏み

切れない保護者の方、それからマイカーで送り迎えしている保護者も結構いると聞いております。これらの不安を払拭するためにも、今後市のマイクロバス運行等も視野に入れた対応も検討するべきかと思っておりますけれども、このことで私は少しでも多くの子供たちが塾へ行けるかなと、このように思っておりますので、この辺についての検討についてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

現在子ども塾登録の小学生に対しては、ドリル等の教材を全て無料で提供しております。しかし、公設学習塾登録の中学生に対しては、1年生及び2年生からは教材費として初回到1,000円、3年生からは初回到2,000円を徴収しております。そこで、教材費の無料化についてであります。無料化につきましては公設塾開設に当たり検討した際の選択肢の一つではありましたが、塾講師と協議したところ、塾に通っているという自覚を生徒に持たせるためには、全て無料にするのではなく、教材費程度の負担を求めるべきとのアドバイスをいただき、中学生の保護者には負担していただくこととしたところです。中学生の塾への出席率は平均9割以上で推移しておりますが、議員ご指摘の機会均等、公平、平等の性質につきましても考慮しながら、来年度に向けた検討をしてみたいと考えております。

また、マイクロバスの運行についてであります。公設塾を開設している近隣自治体でマイクロバス等による送迎を行っているところはなく、また公設学習塾に登録している中学生のうち、公共交通機関で帰宅している生徒は2名と少数であり、市が交付しているバス定期券を利用しておりますことなどから、マイクロバスの運行につきましてもは困難と考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの説明

を聞いて、9割という話を聞いております。そういうことで、これからもまだまだ希望者がふえるのかなと、そんなふうにも思っております。私も何回もここで議論させていただいておりますけれども、産炭地の子供たちの教育レベルの低下ということは今でもあるのかなと思っておりますし、炭鉱が閉山して二十数年たちました。一般のまちと同じく、中空知においても平均化できるように、それ以上になってほしいなど、そんな思いからこの問題取り上げておりますので、学校教育、そして時間外でのこういう教育、もう少し検討、前向きな検討、今しておりますけれども、マイクロバスというところまでもお願いできればと思っております。今後の検討課題として私もまた議論させていただきましますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、続きまして項目3、全国学力・学習状況調査の結果報告についてであります。12月の広報折り込み紙に平成30年度全国学力・学習状況調査の結果報告がありました。この中に、当市の子供たちの学力は昨年度に比べ小学校で改善傾向にあり、特に理科は全国平均を上回るなど、学力向上に向けた取り組みの成果があらわれているとのことで、私たちにとっても本当に喜ばしいことでございます。一方で、中学校は全ての調査で昨年度を下回り、全国平均との差も広がっているとのことでございますが、特に数学Bの落ち込みグラフを見たとき、正直がっかりしております。

子供たちの将来を見据え、小学校と中学校の連携や中学校における進路指導との関連を図った学力向上の取り組みが急務としておりますが、来年度からではなく3学期からでも取り組まなければならないことかと思っておりますが、具体的にはどのような方策を考えているのでしょうか、伺いたいと思っております。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

本市の調査の結果につきましては、改善の傾向はあるものの、議員のご指摘のとおり、依然として憂慮すべき状況であります。学校教育では、具体的に

は個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習など、学習指導の工夫、改善により個々に応じた指導の充実を図っているところではあります。全国学力・学習状況調査の結果につきましても経年的に把握、検証し、学校教育における指導に資する確かなよりどころとして活用してまいります。また、学力の向上は学校ばかりではなく家庭、そして地域全体で育むものとの観点から、全市的な協力を求めることが肝要と考え、教育委員会独自で公表することとして、広報あかびら12月号折り込みチラシにより市民周知を図ったところでもあります。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕12月の広報折り込み、全市的な協力を市民の皆さんに求めるということは本当にいいことだと思います。幸いにしてことしから公設塾が開設されておりますので、公設塾の活用も視野に入れるべきかと思えます。講師の方とも連携をとり、子供たちが積極的に、勉強への意欲が湧くような指導も期待されるのではないのでしょうか。教育委員会と塾と子供たちの連携についての考え方があれば、伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

中学生を対象とした公設学習塾につきましては、授業強化について塾講師と協議した結果、数学が一番成果があらわれるということから、全学年とも数学のみの授業を行っております。来年度に向けての協議も現在塾講師と行っているところでありますが、本年度の9月から2月までの開催期間を来年度は年間を通した学習の機会を提供できるよう5月から2月までと拡大し、授業科目につきましては引き続き数学のみとする方向で考えております。また、より多くの子供たちに登録していただけるよう、アンケート調査を実施するなど検証し、学力の向上につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕ただいま最後のほうでアンケート調査などによる検証も考えているとのことでございますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいと思います。また、学習調査結果報告書には、赤平市の子供たちは学校の決まりを守っている、人の役に立つ人間になりたいと思うなどの特徴があるとのことでございます。このことはやっぱり大事にしていかなければと、このように思っております。基本的な生活習慣がおおむね身につき、学校の授業に必要な感を持って取り組んでいるが、家庭学習に対する意識が低く、家で学習する時間が大変不足しており、将来の職業選択を考えると、基礎学力の定着は必須との報告もなされておりますが、対策の具体的評価などについては、これは次回の質問としたいと思いますので、これからも学力向上のためによろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、件名3、菊島市政のあり方について、項目1、1期目における市政執行の評価についてであります。12月1日の新聞に菊島市長の再選出馬表明についての記事が掲載されておりました。ここで、菊島市長の1期3年半の市政執行に対する評価について、私個人だけではなく会派としての考え方を述べてみたいと思います。

冒頭申し上げておきますが、私は市長個人を嫌いではありませんし、議員時代から個人的には大変お世話になってまいりました。しかし、市長となると見方や評価は変わってまいります。市長は、私たち議員と違い、赤平市政執行の最高責任者であり、それに基づく大きな権限を行使できる立場にあるからであります。市民から負託を受けた私たち議員は、その権力者に対し、よりよい市民生活を送ることができるよう、毅然としてしっかりとチェック機能を働かせなければなりません。

私の市長への評価であります。第1に、最初の大きな間違いを犯したのは、市長就任翌年の新年交礼会にて突然の住友赤平炭鉱立坑やぐらの取得発言であり、自身の一方的な考え方による炭鉱遺産関連事業開発でした。立坑取得問題は、庁議にもかかわらず、

正規に議会にも諮らず、我々議員の不信感や多くの職員、市民の不満を募らせたかに思います。元来立坑やぐらは莫大な費用を要することも含め、その後のことを深く考えず、知らないままに飛びついた菊島市長が大きな間違いを犯したと言わざるを得ません。ガイダンス施設が建設され、順調に運営されておりますが、国との建設認可の約束を先に進め、市民説明会では多くの市民に頭を下げて謝り、申請締め切り期限を優先し、議会での十分な議論をする間もなく建設されたのが今のガイダンス施設でございます。不安に思う市民の声は一体どこへ行ったのでしょうか。

第2に、認定子ども園への取り組みについてであります。市長公約である認定子ども園の開設については、就任当初から議論の対象になっていたはずですが、議会においてさんざん各議員に追及された結果、やっと最近になって取り組みが見えるようになってきました。本来人口減少対策の基本中の基本は子育て支援であり、保護者が安心して産み育てられる体制づくりであります。そして、安心して働ける環境こそが回り回って企業への安定操業支援策となるわけでございます。同じ市長公約の一つに炭鉱遺産がありますが、本市にとっての最重要課題は人口減少対策でございます。市民生活に対する優先順位の基準というものの考え方に疑問が生じるところであります。また、認定子ども園建設問題や保育所においては待機児童が発生するなど大きな問題が発生している中、子育て政策を進める社会福祉課職員の異動に次ぐ異動を行ったことは、市長が本気で子育て支援政策を進めようとしているのかどうか、我々議員や職員、市民にとっても疑問を感じるところでございます。ここで、子育て支援政策の進め方について市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） まず、今の議員の認定子ども園の取り組みについてのご質問でございますけれども、現在保育所では待機児童の解消、あるいは一時保育の再開と、保護者の皆様が安心して働ける体

制づくりに努力してきたところでございます。認定子ども園につきましても、幼保一元化や3つの施設にすることのメリットなどありますことから、昨日もお答えをさせていただいたとおり、認定子ども園の設置に向けて協議を進めてまいりたいと、重ねてまいりたいというふうに思っております。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕第3に、市長の市政のあり方についてでございます。市長は、トップセールスマンと称し、各地において赤平市を売り込んでおりますが、疑問も生じます。通常1期目の市長は、行政の実情や地方自治をしっかりと勉強し、基盤の安定を図るものでございますけれども、ただいままでの市長の行動を見ますと、難しい本来の仕事は避け、庁舎から出て外交に専念するのは市長本来の任務を避けているのと同じわけでございます。ともすると周りからは半分は飲むことを仕事と勘違いしているのではと、このようなやゆや誤解も生じるわけでございます。また、国や道との関係については、本来自治体を代表して地域の現状や課題を訴え、協力をお願いしてくるものと考えますが、財政調整基金の問題一つをとっても、国の言いなりに残高を減らすなど、国従属の市政が見えるところでもあります。

このことを含め、3年半を振り返り、市長としての自覚が身につけているのか、このことを伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 私の物の考え方ということについてでございますけれども、私は市長に立候補したときから、赤平市のトップセールスとしてみずから先頭に立つ覚悟でおりましてし、1期目から全力で取り組んできたつもりでございます。その中で多くのご縁をいただきまして、赤平市にとりまして有益な情報を得たり、あるいは特に自治体病院の運営には欠かせない医師確保につきましてはトップセールスが功を奏したというふうにも思っているところでございます。行政内部につきましても、各課長

との情報共有や意思決定のため庁議を定例で開催しておりますし、市長就任当初から職員にはいつでも市長室に来て話をするよう申ししてきたところでもございます。いずれにしましても、市内外を問わずトップセールスとして全力で取り組んでまいりたいつもりでございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 第4に、将来への財政不安についてであります。前高尾市長が職員とともに大変な苦勞をし、命を削って残したと言っても言い過ぎでないくらい、当市の財政を安定させ、多くの市民に安心感をもたらしました。その後菊島市長の任期中は、主に土木、建築事業を中心とした事業に取り組まれ、今後も同様な仕事が継続されようとしております。現在貴重な財政調整基金を取り崩しながら各種事業を進めておりますが、これからは事業の地方債償還がさらにふえてくることが予想され、このままの財政運営ではますます財調の取り崩しなくしては事業が成り立たない状況となってきますし、近い将来財調が底をつくことになりかねません。このことから市民は将来の財政負担に大きな不安を抱いておりますけれども、このことについて伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 1期目における市政執行の評価について、今若山議員の質問にお答えをさせていただきますけれども、近年の大型建設事業の中で最も費用を要した建設事業につきましては統合中学校の建設事業であります。この事業につきましては前高尾市長時代に事業決定がなされたものでございまして、私はそれを引き継ぎ、建設に着手をしたところでございます。建設費用につきましては、国庫負担金、過疎対策事業債を財源としておりまして、財政調整基金を取り崩しての事業実施であったというふうには考えておりません。財政調整基金の取り崩しのご指摘がありますが、前市長から市政を引き継いだ時点での平成26年度末、財政調整基金の残高は約21億7,000万円、今議会の補正後の30年度決算見

込み額は12億3,000万円で、9億4,000万円の減額となっておりますが、減債基金やあかびらガンバレ応援基金などの特定目的基金を含んだ基金総額は26年度末24億4,000万円に對しまして30年度見込み25億で、約6,000万円ふえております。また、将来の大型事業の起債償還に備え、減債基金を約4億3,000万円積み立てることにしてございます。さらに、ふるさと納税原資のあかびらガンバレ応援寄附金を活用し、一般財源で対応しなければならない統合中学校の子供たちの備品を整備し、教育環境の向上を図ることができたところでもあり、事業実施の際の財源確保につきましては安易に基金を取り崩すことがないよう努めているところでございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 最後になります。過日職員組合による市長に対するアンケート結果を目にしました。結果の数字はここでは申し上げませんが、通常あり得ない数字であり、その多くは市長に対する不信感を表していると思います。市長自身もごらんになったと思いますが、この結果を見てどのように感じ取ったのか伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 職員組合の方々の私に対するアンケート調査の結果につきましては、組合の方々よりご提示を受け、承知しているところでございます。結果につきましては今後参考とさせていただきます。改めるべき点は改めてまいります。私はこの赤平を維持可能なまちとするため、そして赤平市民のために職責を全うしてまいりますので、私の民間の発想を少しでも職員に共有をしていただきまして、市民に寄り添う行政を行っていくためにも職員の皆様方の意識改革にも期待するところでございますし、私の思いもわかっていただけるよう、職員の方々にも寄り添ってまいりたいというふうにも考えてございます。そして、行政力を発揮できるよう、市政のかじ取りを担う覚悟でございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 このアンケート

結果は、組合員だけではなく、多くの職員皆さんも同じような思いではと私は感じ取っております。また、市民からの批判の声も多く聞こえてきます。その声が聞こえているのか、耳を塞いでいるのかは私にはわかりません。1期目における菊島市長の市政執行の評価について市民からは、失礼ながら市長失格との声も聞こえてきます。

私を含め我が会派としては、総合的な判断をするときに市長としての資質に欠けているのではないかと考えるところでございます。できることであれば、後進に道を譲ってほしかったという思いもございません。今後市民の声の高まりを受けて新たな市長候補が擁立をされることも考えられ、連合に支えられている私たち民主クラブとしても同調することになることから、今の時点であしからずということを申し上げておきたいと思っております。

これをもちまして、私の一般質問の全てを終わります。それぞれの答弁ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時07分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序7、1、高齢化対策について、2、人口減少に伴う問題について、3、障がい者にやさしいまちづくりについて、4、教育行政について、議席番号4番、竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問させていただきます。よろしく願いいたします。

件名1、高齢化対策についてお伺いいたします。菊島市長は、執行方針の中で安心して暮らせる社会をつくるとし、一つの交通安全対策を表記しております。そこで、項目1、高齢者が安心して暮らせる地域づくりについてお聞きいたします。内閣府が出している交通安全白書では、少し古いですが、平成28年で65歳以上の人口は3,459万人、総人口に占める

高齢化率は27.3%と4人に1人となっているそうです。その後も社会保障・人口問題研究所の推理では、総人口は減少しても高齢者人口は上昇し、その後高齢者人口が減少に転じた後も率は上昇を続けると言われております。

また、高齢の運転免許保有者は、これも古いですが、平成28年末、約8,221万人、前年比約6万人、0.1%増加し、このうち75歳以上の保有者数は約513万人、75歳以上の人口の約3人に1人となり、前年比約35万人、7.3%増加して、今後もふえると推理されております。当市においても高齢化率の上昇は同様に免れない事実ですし、高齢免許保有者も33%以上と聞いています。また、75歳以上の運転者の死亡事故件数は、75歳未満と比較し、免許人口10万人当たりの件数の2倍以上多く発生しているとデータでも出ていて、そういった背景から高齢者の免許返納という話題も出ていますが、反面高齢者の方にとって自主返納をためらう理由として7割の方が車がないと生活が不便なことと、田舎になればなるほど何もできないのも事実です。

そういうデータをもとに、交通安全の面、免許返納率アップの面、そして交通弱者対策の面でも地域交通の確保は重要と感じます。そのあらわれとして、きのうの同僚議員の質問にもありますし、ご存じのとおり、市民の中からも求める声を聞いております。私自身昨年12月議会の中でも同じような質問をしておりますので、その後地域交通の確保について調査研究されたか、行政としての考え方と一緒にお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 地域交通確保に関する考え方についてでございますけれども、地域公共交通は自治体の関与が大きいコミュニティバスですとかデマンド交通だけを考えるのではなく、既存の鉄道、バス、タクシーを含みます総合的なネットワーク全体で考えることが必要であると考えております。そのためには、地域の公共交通を担っていただいております交通事業者が地域で存在し続けるために何が

必要であるかを考えることと地域住民の皆様のご協力を含みます関係者の連携が重要でございます。地域公共交通を考えるときに、コミュニティバスや自家用有償旅客運送といった方法がありまして、それぞれ成功している例はたくさんございますけれども、一方でさまざまな理由から取りやめたり、民間事業者との調整が進まないといったこともありまして、ある自治体での成功例が他の自治体や地域においてそのまま通用しないところに地域公共交通の難しさもあると考えております。

また、ご質問にございました調査研究をしたかどうかというところでございますけれども、昨年12月議会での赤平市におきます高齢者の運転免許証の返納率、これが全国の返納率に比べて低いということに対します市民への調査研究をしたのかどうかというご質問であるかというふうに思います。高齢者で運転免許証保有者に対しまして、なぜ運転免許証を返納しないのかということを直接調査するということは、免許証の取得情報でもございますので、かなり難しいのではないのかなというふうに考えております。

そこで、今年度の住民懇談会の中で地域公共交通でありますJR、バス、ハイヤー、お買い物バスについての現状の説明と地域の皆様からのご不便な点や心配なことなどのご意見、ご要望を伺ったところでございます。それぞれの会場で多かったですご意見は、運転免許証の返納時の助成というものについてでございました。そういったことも踏まえまして、昨日の一般質問の中で社会福祉課のほうから運転免許証の返納時の助成制度について検討する旨の答弁があったところでございます。地域公共交通の確保は、医療、福祉、教育、観光などあらゆる施策に関連する総合的な政策でございまして、今後におきましても引き続き研究してまいりたいと考えております。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 今答弁をいただきましたけれども、1年前に質問した後1年たって質問を振り返ってみても、また研究してまいりたいという

答弁で締めくくられているというふうに感じます。きのうの質問者からも、私も継続して質問していただいておりますけれども、まず第一に住民懇談会の中からも声が出ているという意味では、免許返納時の助成に関してもそうですが、交通安全を念頭に置いて高齢者の免許返納対策、そして交通弱者対策に対する地域交通網の確保と。地域交通網の確保というのは、幹線道路についてという観点ではなくて、交通不便地域についてということに関して地域交通網の確保というのは必要がないというふうに思っているのか、もしくは重要性は低いと考えているのでしょうか。きのうの質問者の答弁でも、先ほどの答弁も聞いていますけれども、改めてもう一度その重要性について聞きたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 地域公共交通網の確保についてでございますけれども、これまでも議員ご指摘されております免許証返納率が低い原因につきましては、JR駅やバス停の存在する幹線道路などから遠く、公共交通機関の不便な地域に居住されているとか、自家用車の利便性ということを考えますと、高齢者の方々は危険が伴うことを十分承知しながらも運転免許証の返納に踏み切れないということではないのかなというふうに考えております。そういったことから、議員ご指摘にございます交通安全あるいは免許返納率という観点からも、議員と同じく私どもも当然地域公共交通の取り組みにつきましては大変重要であると認識しております。

前段の答弁、また昨日の他の議員に対する答弁でも同様でございますけれども、ちょうど1年前と同じく引き続き研究してまいりたいという答弁をいたしましたので、1年前から全く進んでいないというふうな受けとめられてしまうことは重々承知してございます。しかしながら、私どもといたしましても、住民懇談会のほか、社会福祉協議会、エリアサポーターや関係部署によります会議の中でもご意見をお聞きし、それらを踏まえた研究に取り組んでおりますけれども、現在申し上げるまでの段階には至って

いないところでございます。したがいまして、これからも引き続き市民の皆様のご意見、ご要望をお聞きしながら取り組んでまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕重要というふうに認識をしていただいているということが聞きましたので、しっかり前に進めていただきたいというふうに思いますけれども、調査が難しい旨の答弁もありましたが、もっと大きな範囲で調査し、ある程度の数字が出ているところもございまして、やり方ではできないのではないかなというふうに思います。運転免許自主返納を促すことで重大事故の件数や発生を減らすことができそうだというデータも上がっているわけですから、交通安全を掲げているのであれば、返納者へのサポートを充実させることが返納を促す一番の策と考えます。高齢化が進む本市にとって自主返納率を上げるとともに地域交通を手厚く確保する必要性を強くお願いして、この質問は終わります。

続きまして、項目2、第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてお聞きいたします。高齢者に対する幾つかの施策がありますが、本年第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画ができ、総合計画や総合戦略と整合性を持ち、スタートしました。その中の基本目標の4、高齢者を支えるまちづくりを進めますについて2点お聞きいたします。（1）番目、災害、見守り体制の整備の各項目についてですが、計画の中に（1）として家庭用緊急通報システム事業が出ていますが、29年度の実績と事業開始からの状況を踏まえた今後についてお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） お答えいたします。

第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきましては、平成30年度から平成32年度までの3カ年の計画となっており、平成30年度は計画初年度となっております。その中の目標の高齢者を支え

るまちづくりを進めますの災害、見守り体制の整備の各項目につきましては家庭用緊急通報システム事業につきましては、家庭用緊急通報システムをひとり暮らしの高齢者宅に設置する事業となっており、施設入所者を除き、65歳以上のひとり暮らしの高齢者は1,600人程度いらっしゃるという把握しておりますが、今後とも継続して設置を行い、効果的な周知方法についてさらに検討してまいるところでございます。なお、平成29年度はモバイル式は見込み数43台に対し39台の設置となっておりますが、必要な方に必要な設置ができるよう事業継続を予定しておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方が1,600人程度と言っていますけれども、行政としては実数の把握ができているというふうに感じますけれども、そのうち39台の設置ということで、これはなおかつ見込みよりも少ない状況にあるということですから、その中で答弁で効果的な周知方法をさらに検討と言っております。しかしながら、この事業というのはことし初めてやったものではないので、数年前を振り返って経過を見てきたら、どのようなことをすれば効果的な周知が図れるのかというのが検討されていけば出てくるというふうに思うのです。その辺どのように考えるか、担当として答弁お願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 効果的な周知方法については検討しておりますが、現在制度の周知方法につきましては、広報あかびらのほか、児童民生委員の研修会やケアマネジャー、地域包括支援センターなどを通じ周知を行っているところですので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕3年、4年目ぐらいにこの事業は入ると思いますので、数年実施さ

れてきていますから、効果的な周知方法が今の答弁だとないが、必要な事業だと認識しているので、継続はしていきたいというようなことだというふうに認識させていただきますが、今後も再協議を進めるということだというふうに思いますので、ぜひ効果的な周知方法でさらなる検討をしていただいて、数がふえるように高齢者の方に勧めていただきたいというふうに思います。

次に、計画内の(2)の緊急医療情報キット配布事業についてですが、65歳以上の方へ申請をしていた後配付をするということになっておりますが、現在までの状況と、これも今後の方向性と、それから関係者との連携と利用者への促進、普及にどのように努めていくのか、その辺確認させていただきたいというふうに思います。

○議長(北市勲君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(野呂道洋君) 緊急医療情報キット配布事業につきましては、65歳以上の方に医療情報や緊急時の連絡先などを安心情報カードに記入し、緊急医療情報キットとして冷蔵庫に張りつけ、迅速な救急活動につなげる事業となっております。65歳到達時の介護保険証の送付時に制度の周知を行っておりますが、こちらにつきましても今後とも継続して設置を行い、効果的な周知方法についてさらに検討してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) [登壇] 私の質問の中身は、事業の内容の説明を求めているのではなくて、現在までの状況と今後の事業の方向性、そして関係者との連携と利用者への促進、普及にどのように努めていくのかという中身を聞いている質問なので、その点もう一度お願いいたします。

○議長(北市勲君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(野呂道洋君) 失礼いたしました。

緊急医療情報キット配布事業につきましては、既にご自宅の冷蔵庫に張りつけている世帯のほか、新規に利用したいとのことで窓口にお見えになる方も

おりますが、町内会長会議などで事業の説明をするともに、救急隊員などから問題点がないかなどを点検し、事業の継続を図ってまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) [登壇] 数字的にも出ていると思いますので、今後も関係者と課題点などの検討をしていただいて、これもやっぱり高齢者の方にとっては必要で、あると安心につながるというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、(3)番目、避難行動要支援者名簿の整備についてですけれども、今までもこの名簿については何度かいろいろ運用方法とか利用状況とか質問させていただきましたが、整備はされているというふうにお聞きしています。今後この名簿の整備をした後どのように関係課と連携をして利用方法を考えているのか、お考えをお聞きいたします。

○議長(北市勲君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(野呂道洋君) 避難行動要支援者名簿の整備につきましては、年2回名簿の更新を行い、避難行動要支援者名簿を総務課に提出しておりますが、災害時の適切な避難支援等につながる関係機関及び団体への名簿の提供となるよう、避難行動要支援者の範囲等について検討してまいることとしております。

○議長(北市勲君) 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) [登壇] ここでは整備ということですので、整備をする担当課として関係部局の方はもちろんこれから話すことはご存じかもしれませんが、調べましたらこの名簿については、まず1つ目、災害時に生命、身体に危険が及ぶおそれがある場合は、本人の同意なしに消防、警察、関係機関に提供することができるとされております。2つ目に、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で自主防災組織等の避難支援等関係者へ名簿情報を提供することとされております。この避難支援等関係者というのは、地域防災計画にお

いて各自治体が適切と考える団体や個人を位置づけられ、提供先とするのが可能と記載されています。同時に、法改正によって名簿を利用して避難支援等の実施に携わる者には法律の規定する秘密保持の義務がかかるので、誓約書などの対応は各自治体判断のようですし、職務として携わる方は地方公務員法の中で罰則が設けられ、自主防災組織のような職務でなく、善意に基づく無償の協力者には罰則は設けられないというようなことが書かれています。こういう点も含めて、名簿を整備する、進める担当課として、このようなことを認識の上、この名簿を運用するための関係各課とどのように連携をして市民に対応していくのか、またどのような準備をして情報の共有をしっかりとできているのかという点を、整備をする担当課の一つの意見として確認したいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 関係部局との連携につきましては、ことし9月6日に発生した胆振東部地震によります停電があり、長時間にわたり住民生活等に多大な影響があったことなどから、総務課、社会福祉課、介護健康推進課の関係職員が11月に避難行動要支援者名簿などに関し、今後の災害に備え名簿の作成方法など情報交換を行っており、また名簿の提供先となります避難支援者等関係者についても認識を深め、今後とも会合などを通じ連携を密にしていくことを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 前者の質問の中でも、町内会との連携のこと、それから私もこの後質問でも出ますけれども、いかに情報共有をして町内会との連携を密にしていくかというのが重要だというふうに思いますので、せっかく整備された名簿が使われないというようなことになるともったいないというふうに思いますので、情報共有をした中でどうやってうまく運用していけるのかというのをしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

次に、計画の中の（4）になりますけれども、高齢者見守りネットワークの構築について、同様に担当課としてどのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 高齢者見守りネットワークの構築につきましては、引き続き地域における日ごろからの見守りのほか、コープさっぽろや赤平郵便局、セブンイレブン、北海道新聞赤平販売所との協定を生かしながら、さらに地域資源を活用した見守り方法などを検討いたしますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 答弁を聞く限りでは、今後もネットワークは広げる努力はしていきますという答弁だというふうに捉えさせていただきますが、いずれにしても新しい計画があって、今後どうしていくかという具体的な示す案というか、方向性というのは明確には答えていただけませんでしょうかと思いますけれども、しっかり高齢者対策ということでやっていただきたいというのを伝えて、次の質問に行きます。

（2）番目として、生活環境の整備についてですが、ここは項目を1つのみ確認いたします。計画内の（1）、高齢者世帯等除雪費助成事業ですけれども、非常に高齢者の方にとると福祉政策としてよい事業だというふうに感じております。昨年までの実績もあり、利用者の声を反映させた今後についてどのように運用されていくのか確認したいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 高齢者世帯等除雪費助成事業につきましては、平成25年度から実施しております。自力で除排雪ができない75歳以上の高齢者などを対象として実施しておりますが、平成29年度は350の見込み世帯に対し、実績は334世帯ですが、世帯数は年々伸びている状況です。高齢者の在宅支援の重要なサービスとなっておりますことか

ら、今後とも持続的に事業が実施できるよう委託先であります社会福祉協議会とも協議を行っているところでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕きのうも除雪費についての質問がありまして、委託先の協議会としっかり協議を進めたいというふうに言っていましたので、進めていただきたいと思いますが、非常に重要とされる福祉政策だというふうに私個人は思っていますので、今後も内容の検討をしていただいて、幅広く対象の方々を使いやすく、可能な限り市民の声が反映されるような政策になるように検討を進めていただきたいというふうに思います。同時に、しっかりした財源の確保も必要だというふうに思いますので、お願いいたします。

続きまして、項目の3に移ります。健康増進計画の改訂版についてお聞きいたします。市長の所信表明の中の総合計画の部分で、保健事業として市民一人一人が健康を意識した中で地域ぐるみで健康寿命を伸ばしていくと書かれております。それをもとに詳細な計画に分かれていくのがこの健康増進計画と捉えておりますが、この計画も平成18年に作成され、国の健康日本21の第2次の基本的方針や目標項目を勘案し、高齢者の保健福祉に関する計画や医療の確保に関する法律に規定する計画などと整合性を図り、平成26年度に改訂版として平成30年度まで期間を延長してきました。そこで、このたびこの計画については平成30年度が期間最終年ですので、3点についてお伺いいたします。

まず、平成30年度までの計画ですので、当市の健康課題とされている塩分の過剰摂取や食習慣、飲酒習慣、そして喫煙習慣が原因と考えられる血管の梗塞や心疾患が多い状況をどのように捉え、次の計画へ反映させていかれるのか、作成されていく過程でどうするのかお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 健康増進計画改

訂版の今後の計画についてお答えさせていただきます。

赤平市健康増進計画改訂版ですが、まちづくりの目標である生き生きとした心と体の健康づくりの実現を目指し、赤平における健康づくりの推進のための具体的な取り組みを示すものです。この計画は、平成26年度に改定し、平成30年度を計画期間の終了としており、今年度が最終評価と次期計画を作成する年となっていることから、来年3月末までの完成を目指し、現在平成31年度から10年を計画期間とする第2次赤平市健康増進計画の策定を進めているところです。計画の内容としましては、保健活動の基本方針や施策の方向性に変更はなく、6分野に分けて課題と目標、個人、地域、行政が取り組むことを掲げることとし、ことし5月に市民約1,700人を対象に行いました赤平市民健康生活調査の分析結果をもとに、より赤平市民の食生活や身体活動の実態に沿った内容にしたいと考えています。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕アンケートなどをとっていただいて、準備を計画的に進めていただけるという答弁が聞けました。最近はなかなか予定どおり進まない計画とか施策が目につきますので、ぜひ調査の分析をもとに順調に作成されることを期待しております。

次に、(2)、市長は健康寿命を伸ばしていく取り組みが重要と発言しております。当市の平均寿命は、道や全国に比べ短く、道内でも下位に出ています。それをもとに健康寿命の算定を行うわけですが、算定の結果、不健康な期間、いわゆる要介護の期間が出ますが、この要介護の期間というのをどのような改善をもって改善を目指していくのかということを知りたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 平均寿命と健康寿命についてお答えさせていただきます。

平均寿命とは生まれてから亡くなるまでの期間で、健康寿命とは健康上の問題で日常生活が制限さ

れることなく生活できる期間とされ、健康づくりにおいては健康寿命を延ばすとともに、不健康な期間を短くすることが重要となります。平成29年、すこやか北海道21に発表された赤平市民の健康寿命ですが、男性74.14歳、女性81.78歳と5年前と比較し、男性1.29歳、女性は0.7歳、健康寿命が延びました。また、平均寿命と健康寿命の差である不健康な期間は、男性0.96年、女性2.71年と5年前と比較し、男性は0.06年短く、女性は0.15年長くなり、健康寿命の男女差はやや改善されてきています。他市と比較しますと、女性の平均寿命は全道下位クラスから今は全道平均クラスまで改善しましたが、男性は残念ながら全道下位クラスのままとなっているのが現状です。

赤平市としましては、喫煙率の高さや塩分摂取の多さ、肥満者の割合が高いことなどが課題とされており、次期計画でも引き続き取り組み、健康寿命の延伸に努めたいと考えています。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕健康寿命と平均寿命の不健康な部分の改善というのは、改善策を講じたからすぐ改善が見られるというものではないというふうに認識をしておりますので、なかなか飛躍的に改善されるところではないなというふうに思いますが、そこで次の質問につなげますが、そういった赤平市の実態を把握して、その実態に基づいた目標達成への取り組みで改善されていくことがあるというふうに思いますので、担当課としてどのような取り組みをしていくのか確認したいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 目標達成の取り組みについてお答えさせていただきます。

実態把握の結果、赤平市では高血圧が健康課題であるため、血圧と動脈硬化との関連や家庭血圧測定の普及啓発、減塩について取り組んでいます。特に減塩は若い世代から意識することが大切なため、がん検診等の受診者や妊婦、3歳児健診にお子さんを

連れてくる親御さんなど、働き世代の方や子育て世代の方も対象に平成28年度からBDHQ栄養調査を実施しています。この調査では、一人一人の食事のバランスや食品ごとの摂取量を分析し、それぞれの食生活の傾向に合わせ、パンフレットを選定し、結果をお返ししています。また、ことしからは、BDHQ栄養調査とあわせ、前日の塩分摂取量を推定することができる尿中電解質検査を実施し、推定塩分摂取量を数値で示すことで食生活を見直す機会としています。今後も引き続き検診や各地区で開催する健康教育等を通じ、減塩で栄養バランスのとれた食事をとることの大切さを啓発してまいります。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕先ほども言いましたが、平均寿命と健康寿命の差を縮めるといいですか、ある差を縮める、もしくは不健康な期間を短くするというのは、非常にその後にもつながっていくというふうに思います。非常に大切なことだと私自身も認識しておりますが、しかしながらなかなか働いている方や子育て中の方がご自分の体調チェックをしに足を運ばないのも、またこれ現実だろうというふうに思います。特に今自覚症状がない方が体調チェックというのをなおさらないのではないかなというふうに思います。

そこで、提案ですけれども、特にお子さんがいる家庭の方へは子供が対象となる行事やイベントで調査やチェックが行えるよう、そうすると課をまたぐこととなりますけれども、課をまたいだ調整を試みてはいかがでしょうか。また、全市的なイベントである会場で同様に調査やチェックが行えるような環境も考えられないのでしょうか。例えば子どもまつり会場の一角で行う火まつり、産業フェスティバルなどの自然にそちらのほうに足を向かわせる環境があるところにチェックや調査をする一角を設けると。これは、そういうイベントごとに調査研究に行くというのはそれぞれの担当も大変でしょうし、課をまたいだ動きになりますので、それぞれの壁といますか、連携というのが非常に大事になるとは

思いますけれども、そういった壁を乗り越えるというのも市民サービスの一つというふうに感じますので、ぜひ赤平市の健康寿命、平均寿命の調査をして、不健康な寿命の部分を縮めると、少なくするという意味ではそういう課をまたいだ市民サービスを考えていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

次に、件名2、人口減少に伴う問題についてに入ります。総合計画の中の(5)で、人と人が語り合い、行動できる地域づくりとし、施策について掲げられております。市民参画機会の拡充を図り、協働のまちづくりを推進していく必要性を発言しております。大切な考えだと私自身感じていますが、そこで項目の1、協働のまちづくりについてお聞きいたします。計画の中にある地域コミュニティ活動ですが、町内会活動は住民自治を担う重要な役割とし、世帯数減、高齢化などの影響で維持困難な状況や活動の縮小で連帯感が失われないように支援し、連携強化を図ると言われておりますが、地域コミュニティに対する助成などはされてきていると思いますけれども、今後はどのように支援していく考えがあるのか、具体的な支援策などをあればお聞きしたいというふうにふうに思います。

○議長(北市勲君) 市民生活課長。

○市民生活課長(町田秀一君) 町内会への支援策でございますが、お話のありました地域コミュニティ活動推進事業補助金につきましては、昨年より均等割額を2万1,000円増額し、7万1,000円といたしましたり、町内会街路防犯灯維持管理事業交付金につきましては交付率を平成27年度より20%上げ、65%とするなど、支援の強化を図ってきてございますが、今年度におきましてもこれらの支援策のほか、町内会長会議や町内会連合会総会はもちろん、事務局ということもあります。7ブロックに分けて各町内会長さんが参加し、地域で行われております町内会連合会ブロック会議に私どもも出席させていただき、町内会の持つ課題につきまして共有させていただくことができるよう努めさせていただいている

ほか、町内会連合会の正副会長会議、役員会等にも参加し、ご要望を承るなどしてきてございまして、場合によりましては直接町内会長さんからご連絡をいただき、お話を伺うなど、ご要望のありました案件、例えば会館の修繕など、可能な範囲で対応させていただいてきているところでもございます。今後におきましても、町内会は住民自治を担う重要な役割を担っておりますことから、こうした支援につきましても同様に可能な限り進めていきたいというふうに考えております。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 竹村議員。

○4番(竹村恵一君) [登壇] ただいまの答弁の中で、行っている支援については少しずつ強化されてきているのだなというふうに理解いたします。ただ、前者の質問でもあったように、町内会との連携がいかにか結びつきが強くなるかというのがいざというときに力を発揮するという部分もありますので、各町内会ともそうですが、連合町内会の方との窓口として担当している課としてどのような連携の強化というのが必要なのか、していくのかというのを考えがあればお聞きしたいというふうに思います。

○議長(北市勲君) 市民生活課長。

○市民生活課長(町田秀一君) 連携の強化でございますが、先ほども申し上げましたとおり、直接町内会長さんとお話をさせていただくほか、町内会連合会を通してご要望を承るなどして連携を図っているところでございますが、町内会連合会の同じ事務局の立場でございます社会福祉協議会とも協力しながら、さらに進めてまいりたいというふうに考えております。このほか、これまでも町内会連合会等よりお話もいただいておりますことから、まずは災害時の連携、その体制の整備につきまして十分に地域のご要望にお応えできますよう、関係部局と協議し、連携強化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願

申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 今答弁で災害時の答弁をいただきましたので、あえて申し上げます、町内会との連携強化は私自身数回質問の中でお願いしてきています。町内会連合会からもお話が来ていると思いますが、特に災害時は高齢者や避難要支援者の多くの方は町内会単位で助け合うことになるというふうに思います。行政職員や我々議員がどんなに頑張っても、そこには限界があるというふうに思います。そのためにも、町内会単位での連携強化は不可欠だというふうに思いますので、先ほど要支援者名簿の中でも言いましたが、実はいざというときは名簿の共有ができるという事実があるようですので、どうか各町内会が理解し、協力してもらえようという検討を進めていただきたいというふうに思います。

次に、項目の2、安全で快適に生活できる住宅、住環境づくりについてお聞きいたします。国や道の住生活基本計画を踏まえ、市の総合計画、まちづくりなどの上位計画、関連計画と整合性を図りながら作成されている住生活基本計画でございますが、その中で住宅施策の展開方針として方向が示されております。第5章の目標1の(2)に老朽家屋や空き家への記載もある中、先週には新たに動き出しました本市の空き家対策の協議も行われておりますが、施策メニューとして対応の検討とされておりました。現在はどのような状況で、今後をどう考えているのか。また、先日の委員会報告をいただいた資料の中で空き家不良判定結果という資料をいただきましたが、ランクD、Eとされる特定空き家等候補が全体の約30%に届こうとしている状況に対して、担当課としてどのような計画で取り組むのかお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 空き家対策の状況につきましてお答えいたします。

現在現地調査や所有者調査等実態調査をし、空き

家のデータベースの整備を進めているところでございますが、市内におきましては、暫定ではございますが、機械的に基準に当てはめると空き家対象となる392件のうち、2件が公道から樹木等により見えず、判定が困難でありましたが、利活用候補が225件、要観察が54件、特定空き家等候補が111件と確認できたところでございます。

これらの数値は、写真判定等を加え、さらに整理した上で、町名別に空き家等対策計画にあらわしていく予定でございますが、特定空き家の対応につきましては空き家対策特別措置法によりまして、その所有者等に対し除却や修繕等の措置の助言や指導といった行政指導を行い、みずからの意思による改善を促していくこととなりますが、改善されない場合は相当の猶予期間を設けて必要な措置をとることを勧告、さらに勧告に従わない場合は命令をすることになりまして、命令に違反した者には50万円以下の過料を課すこととなり、命令に従わない場合や所有者が不明の場合には、全国でも事例は余り多くはありませんが、ご存じのとおり行政代執行等の手続を可能としているものでございます。

これらのほか、特定空き家とならないよう、これまで行っておりますあんしん住宅助成事業における老朽住宅の除却費補助や空き家バンク、本市におきましては住みかエールという制度でございますが、これらによる対策はもちろん、とりわけ先日開催いたしました空き家等対策協議会におきまして、特定空き家等にならないよう空き家の利活用について考えていただきたい旨ご意見を頂戴いたしておきまして、今後協議会におきましては、法務、建築、福祉等の面や町内会等からご参加いただいておりますので、さまざまな角度から空き家対策計画についてご協議いただき、計画を作成し、公表してまいりたいというふうに考えてございます。

体制につきましては、空き家に関する相談はもちろん、空き家等がもたらす問題を解消するには防災、衛生、景観等多岐にわたる政策課題に横断的に応える必要があり、市町村においてはそれら政策課題に

対応する建築部局、税務部局、法務部局、防災部局、環境部局等の関係内部部局が連携して空き家等対策に対応できる体制の構築を推進することが望ましいとされておりまして、赤平市住生活基本計画におきましても庁内連携による総合的な取り組みによる施策展開についても言及しておりまして、先般改めて各部局間においてお互いの役割を確認したところでございます。空き家等対策を効果的、効率的に推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ご丁寧にご答弁いただきました。私も特定空家になる前のランクA、Bの時点で何らかの手だてを講じて未然に対策していくことが重要だと考えています。しかし、現状は特定空家等候補と言われている数があると、存在しているということですので、その周囲にお住まいの方には大きな問題だというふうに思います。ぜひ新しく動き出した協議会が順調に進み、よい協議が繰り広げられ、市民が安全で快適に生活できる住宅、住環境づくりが行われるよう、課長の答弁をかりますけれども、関係内部部局の垣根を取り除いた庁内連携の総合的な取り組みによる施策の展開、さらなる連携の強化を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、件名の3、障がい者にやさしいまちづくりについてに入ります。昨年4月より施行された手話言語条例について、昨年の12月、第4回定例会においても制定後の取り組みについて私は質問しています。

そこで、項目1、手話条例の活用についてお聞きいたします。ことしの執行方針の中でも、条例施行に伴い、奉仕員の方が安心して活動できるような助成や通訳者を目指しやすくするような助成などに言及しておりますが、昨年の質問で提案させていただいた庁舎、病院、公共施設への通訳者、奉仕員の方

の常駐、もしくは職員などの技術の習得への対応などは記載されておられません。聾者の方に対する対応や行政としての動きはどのように検討されてあのような執行方針の表現に至ったのか、お考えをお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（野呂道洋君） 手話条例の活用についてお答えさせていただきます。

昨年4月に赤平市思いやりあふれる手話言語条例が施行され、本年の市政執行方針後の聾者の方への対応や行政の動きにつきましては、本年4月より生涯学習まちづくり出前講座に新たに簡単な手話教室を加え、聾者の方に対する理解を深め、簡単な手話ではありますが、聾者の方との意思疎通支援の拡充を図っております。10月には赤歌警察署署員の皆様に対しまして出前講座を実施し、手話の普及に努めているところでございます。児童生徒への手話の認知につきましては、毎年赤平中学校1年生に対し、総合的な学習の時間で聾者の方も交え、手話の交流体験を実施しているところです。今後とも赤平手話の会とも協議しながら、赤平市思いやりあふれる手話言語条例の趣旨に沿った施策の推進を図ってまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 私もチャレンジしてみたのですが、やっぱり簡単ではないというのが体験してよくわかりました。そんな中、苦勞して習得した方に対しても何らかのサポートを講じて、聾者の方が市内でも住みやすくなるよう今後もお願ひしたいというふうに思います。なぜならば、手話は言語だというふうに明記されております。日常我々が言葉をなくして生活できないようになってしまったときの苦勞を考えると、聾者の方にとっても同じだなというふうに思います。赤平がつくった条例がしっかり活用されていくまちであることを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、件名の4、教育行政についてに入ります。

本年の教育行政執行方針の3で、安心、安全な学びを支える多様な教育支援の充実とし、いじめ防止、不登校について明記されております。

そこで、項目の1、学校、家庭、地域で育てる教育のあり方についてお聞きいたします。中学校が統合し、1つになり、今後小学校も統合され、1つになろうとしている現在、通う子供たちの通学範囲が広がるからこそ、今後は学校という限られた空間だけに任せず、地域も一緒になり子供を守る、育てる。そして、共働きやシングルの親と生活をし、親と頑張っている子供たちについてどのようなサポートができるかというようなことも学校、家庭、地域の関係性が重要になってくるというふうに思います。

現在小学校でのいじめの認知数は前年度より8万件増加し、31万件を超え、統計開始以来初めて30万件を超えています。中学校、高校、特別支援学校も合わせると41万件を超え、これも40万件を超えるのは初めてと言われております。中でも小学校1年生から4年生の低学年から中学年に増加を認め、件数が増加した背景には2013年、いじめ防止対策推進法で定義が変わったためというふうに、これが大きな要因というふうに言われております。そのような中で、本市の現状把握と、そのいじめに対する対応についてお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

市は、学校、家庭、地域住民、その他の関係者間の連携等によりいじめの問題への対策を社会総がかりで進め、本市のいじめの防止等のための対策をより実効的なものにするため、赤平市いじめ防止基本方針を策定しております。具体的な取り組みとしましては、市長部局、市教育委員会、学校、外部機関、PTAなどで構成された赤平市いじめ問題対策連絡協議会の開催による関係機関の連携強化、年2回の全児童生徒を対象としたいじめアンケートの実施による実態把握、赤平市子ども会議の開催による児童生徒の交流及び事例発表、青少年センター専門指導員による学校訪問等、保護者に対するいじめチェッ

クシートの配付などを実施しているところであります。

各小中学校においても、法の規定により義務づけられている学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などの内容を盛り込んでおります。具体的には、いじめアンケートの結果を活用し、いじめを受けたことがあると答えた子供全員に対し担任等が聞き取りを行い、場合によっては保護者へ連絡し、解決へ導いているところ です。また、子供たちを観察する中でやり過ぎと感じた場合、本人から申し出があった場合、保護者から申し出があった場合などは即座に担任等が面談等の対応を行い、解決しております。なお、中学校においては、各学年の生徒指導担当と教頭が毎週生徒指導委員会を開催し、毎週金曜日の朝には全ての教員で生徒指導交流会を開催し、子供たちの情報を共有しているところ です。

現在のところ本市において重大事態は発生しておりませんが、いじめを受けた子供たちの生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、社会全体でいじめ問題を克服することを目指してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまの答弁の中では、いずれの対応も学校を中心として家庭とのつながりで調査、確認されているようですが、例えばいじめアンケートの活用という部分で、担任の聞き取りの後や保護者への連絡対応の後、委員会としてフィードバックなどして、解決後のその後の確認なども含めてどのように市教委として学校との連携、かかわりを深めているのか、再度お聞きいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

教育委員会におきましては、毎年6月と11月に実施しておりますいじめアンケートの結果の報告を各

小中学校より受け、発生状況を把握しております。また、その後の解消状況につきましても、学校における生徒指導業務の結果として各小中学校より解消件数等の報告を受け、状況を把握しております。なお、これらの結果につきましては、全て市教委から道教委へ報告しているところであります。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 最初の答弁であったように、本市においては重大事態は発生していないということですので、安心しますが、実際にあっては困りますので、あってはならないことだというふうに思いますが、そのためにいろいろな対応をされているのだなというふうに思います。しかし、中心となる学校と家庭、地域、市教委の連携の状況によっては即座に崩れ、重大事態につながるというふうに感じるところもありますので、今後も対応が大切になってくるというふうに思います。ぜひしっかり見ていていただきたいというふうに思いますので、よろしくお聞きいたします。

次に、不登校についてお聞きいたします。不登校の小中学校児童生徒数は前年度より1万人以上増加し、14万人を超え、過去最多、90日以上欠席は58.3%と半数を超え、長期に及ぶ児童生徒が多くなっているというふうに聞いております。そのようなことにならないように、本市において不登校の子供に対する支援策や対応はどのようにしているかお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

本市には数名の不登校児童生徒がおりますが、不登校となった理由はさまざまで、周りの目が気になり、集団の中で生活できない。いじめではないが、人間関係のトラブルがあって学校へ行きたくない。病弱なため学校へ行けないなどであり、一人一人の状況に応じた対応、支援が必要と考えます。そのためには、魅力ある学校づくり、学ぶ楽しさを実感できる教育活動の実施を基本としておりますが、保護者、教員、スクールカウンセラーとの連携が必要で

あります。学校現場では、毎週担任が不登校児童生徒の家庭を訪問し、本人及び保護者と面談を行っております。また、学校の相談室、または交流センターみらいなどにおけるスクールカウンセラーとの面談により、登校へと導いているところであります。

教育委員会としましては、不登校児童生徒が増加傾向にあると認識しておりますことから、道派遣のスクールカウンセラーの活用とあわせ、不登校児童生徒の支援強化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 不登校の理由には8つの原因と対処があるとよく言われておりますので、答弁にあるように理由はさまざまだと、難しく繊細な問題だというふうに私も思っております。問題に対して敏感になり過ぎてもだめだと思いますし、鈍感になってはなほさうだめですし、学校や家庭に対して踏み込み過ぎても難しいですし、しかし任せきりになるのもまたこれ大変ということになると思います。市教委としてのかかわりや地域とのパイプ役としての重要性が市教委には問われるというふうに思っておりますので、だからこそいじめ、不登校の問題は学校、家庭、地域、市教委、いわゆる行政側と連携して情報共有のもと取りかからなければならぬ問題だというふうに思っておりますので、今後も本市の子供たちのためにしっかりお願いしたいというふうに思います。

次に、項目の2、学力、生活習慣の向上についてお聞きいたします。会期初日にも教育行政報告で教育長から報告があったとおり、本年4月に行われた全国学力・学習状況調査の結果の概要が今月広報に挟まり、知らされました。教育長は、全市的には改善の兆候は見られるが、憂慮が必要、経年把握を続けてきて、学校教育活動に生かされていて、一定の前進はあると考えられると表現されておりました。小学校の理科を除き、小中全ての教科で全国を下回る結果を踏まえ、市教委の今後の判断を伺います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

本市の調査の結果につきましては、改善の傾向はあるものの、子供たちの家庭学習の習慣が定着しておらず、依然として憂慮すべき状況であります。なお、教育委員会といたしましても、今後におきましてもICT活用、習熟度別少人数指導の工夫、学生ボランティア事業による学習支援、子ども塾及び公設学習塾の開設、漢字検定、算数、数学検定、英語検定の費用補助、特別支援教育支援員の適正配置などの施策を継続してまいります。また、学校以外での学習習慣の定着化を図るため、子ども塾及び公設学習塾の開設期間拡大及び各種検定費用補助の対象学年拡充が必要と考えられますことから、予算確保を含め市関係部署に要望してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまの答弁を踏まえて次の質問に移るのですが、調査の結果が全市的に知らされ、その配布プリントに家庭、地域へのお願いというふうに記載されていたように、家庭学習に対する意識が低く、家で勉強する時間が大変不足している。みずから学び、みずから考え、学んだことを生かして考えることが苦手な傾向にあり、学校から示されている家庭学習の時間は最低限確保してほしいと記載されていました。しかしながら、先ほどの質問でも言ったとおり、当市は共働きのおうちやシングルの親との生活で頑張っている子どもも多く、学力向上策とされている家庭の協力が非常に築き上げるのが難しい家庭もあるというふうに感じるところがあります。そういった状況も把握されている中、家庭との協力や地域との協力に対する市教委の考え、そしてその考えに対する行政との協力というのはどのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、学力向上策として家庭に求めている協力は、家庭における望ましい学

習習慣、生活習慣を確立することであり、家庭学習の手引や生活リズムチェックシートの活用促進などを通して家庭における生活習慣の改善に向けた取り組みを行っております。また、地域に対しましては、学力の向上には学校ばかりではなく、まず全ての市民に本市の児童生徒の学力・学習状況を知っていただき、理解と関心を持っていただくことが最低限必要であると考えます。さらに、市民の中には育成会の指導者、少年団の指導者、学校の外部講師として具体的に児童生徒の指導をしていただいている方々がおられますが、これらの方々の指導を通して子供たちに自信を持たせることになり、学習意欲や勉強に挑戦する気持ちを喚起させておりますので、そのような地域の有志指導者の存在がふえていくことを今後とも期待しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 今答弁いただきましたとおり、市教委にも学力向上策というのを持って取り組まれていると思いますけれども、市教委が考える学力向上策に対しての行政、いわゆる市長部局の協力のあり方ですけれども、教育を担当する課としてどのように今後協力を求めていくのか、その点お聞きしたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） お答えいたします。

私どもの考える学力向上策に対しての市長部局の協力のあり方ではありますが、平成30年度に限って申し上げますと、市長を座長とした総合教育会議の場で教育施策の検討を行い、教育委員会からの予算要求に対して、公設塾の開設、各種検定費用、ALTの増員、指導主事の配置など、特段の予算措置がされたと思いますし、一般行政との良好な連携のあり方であると考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきました、市長を座長としたという会議が持た

れているということですので、そういう意味では、先ほどから言っているように共働きの家庭、それからシングルな家庭で子供さんと一緒に頑張って生活されている家庭が多くあるというところも踏まえ、市全体の政策というのを考えていかれるべきことかなというふうに思いますが、いずれにしても今後また追って見ていって、質問をぶつけていきたいなというふうに思いますが、どうか皆さんで協力して学力向上策をかなえていけるように頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 以上をもって、一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（午後 0時22分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（北市勲君） 日程第4 議案第353号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、日程第5 議案第354号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第6 議案第355号赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正について、日程第7 議案第356号赤平市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について、日程第8 議案第357号平成30年度赤平市一般会計補正予算、日程第9 議案第358号平成30年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第10 議案第359号平成30年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第11 議案第360号平成30年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第12 議案第361号平成30年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第13 議案第362号平成30年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第14 議案第363号平成30年度赤平市病院事

業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。行政常任委員会、伊藤委員長。

○行政常任委員長（伊藤新一君）〔登壇〕 審査報告を申し上げます。

平成30年12月11日に行政常任委員会に付託されました議案第353号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、議案第354号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第355号赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正について、議案第356号赤平市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部改正について、議案第357号平成30年度赤平市一般会計補正予算、議案第358号平成30年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、議案第359号平成30年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第360号平成30年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、議案第361号平成30年度赤平市介護保険特別会計補正予算、議案第362号平成30年度赤平市水道事業会計補正予算、議案第363号平成30年度赤平市病院事業会計補正予算、以上11案件について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成30年12月12日、委員会を招集して審査いたしました。

審査の結果、全会一致をもって原案可決と決定した次第であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第353号、第354号、第355号、第356

号、第357号、第358号、第359号、第360号、第361号、第362号、第363号について、一括採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長(北市勲君) 日程第15 意見書案第83号認知症施策の推進を求める意見書、日程第16 意見書案第84号分散型の電源と再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書、日程第17 意見書案第85号日米地位協定の抜本改定を求める意見書を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。竹村議員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第83号、第84号、第85号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第83号、第84号、第85号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第83号、第84号、第85号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(北市勲君) 日程第18 請願、陳情に関する閉会中審査の議決についてを議題といたします。

お諮りいたします。閉会中において受理した請願、陳情については、別紙配付のとおり常任委員会及び議会運営委員会にそれぞれ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中受理した請願、陳情については、常任委員会及び議会運営委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第19 閉会中継続審査の議決について。

各委員長から、委員会において審査中の事件につき会議規則第108条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(北市勲君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成30年赤平市議会第4回定例会
を閉会いたします。

(午後 1時11分 閉 会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)